

# 自動化設備規則

自動化設備規則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 96 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた  
アスタリスク (\*) は, その規則に対応する  
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 96 号  
自動化設備規則の一部を改正する規則

「自動化設備規則」の一部を次のように改正する。

## 2 章 自動化設備の検査

### 2.3 維持検査

#### 2.3.2 年次検査

-2.を次のように改める。

-1. 機関集中監視制御設備については、年次検査において、次に掲げる装置の効力試験を行わなければならない。ただし、適正な点検・整備記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、これらの試験の一部を省略することができる。

- (1) 主機の安全装置並びに主機又は可変ピッチプロペラの遠隔制御場所に設備されている非常停止装置
- (2) ボイラの安全装置
- (3) 発電装置の安全装置

-2. 機関区域の無人化設備については、年次検査において、次の(1)及び(2)に規定する検査を行わなければならない。

- (1) 警報，自動制御及び停止機能について無作為に試験を行うとともに，機関区域の無人化設備の現状を確認する。
- (2) 次に掲げる装置の効力試験を行わなければならない。ただし、適正な点検・整備記録が保持されており、検査員が差し支えないと認める場合には、これらの試験の一部を省略することができる。
  - (a) 主機の安全装置並びに主機又は可変ピッチプロペラの遠隔制御場所に設備されている非常停止装置
  - (b) ボイラの安全装置
  - (c) 発電装置安全装置
  - (d) 4.3.2 に規定する通話装置

-3. 諸自動化設備については、年次検査において、現状検査を行わなければならない。ただし、検査員が必要と認める場合には、当該設備の効力試験を要求することがある。

### 附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。